

報徳学園陸上競技部 OB 会 会則

第1章 総則

第1条（名称）

この会は「報徳学園陸上競技部 OB 会」と称する

第2条（設置）

本会の事務局は神戸市兵庫区荒田町4丁目7-2 イイダゴルフ内に置く

第3条（目的）

本会は会員相互の親睦と結束を図り、報徳学園陸上競技部の健全なる発展に寄与することを目的とする

第4条（事業）

本会は前第3条の目的を達成するために、次の事業を行う

- ① 総会の開催
- ② 会員相互の親睦会
- ③ 陸上競技部に対する激励と物心両面における援助
- ④ 会員名簿の作成及び管理
- ⑤ 会員に関する慶弔の通知と処置
- ⑥ その他本会目的達成に必要な事業

第2章 会員

第5条（正会員）

本会は陸上競技部卒業生をもって組織する

第6条（特別会員）

本会は幹事会の推薦により、特別会員を置くことが出来る

第7条（会費）

会員は本会を維持するための会費を納めることに協力する
尚、会費は毎年の本会財務状況を勘案し、幹事会で決定する

第8条（資格）

会員の資格喪失は次の項に該当する場合につき、幹事会で決定する

- ① 本人からの申し出があった場合
- ② 本会の名誉を著しく傷つける行為、言動があった場合

第3章 役員

第10条

本会に次の役員を置く

- | | | |
|--------|-----|--------------------------|
| ① 会長 | 1 名 | 本会を代表し、会務を統括する |
| ② 副会長 | 2 名 | 会長を補佐し、会長に支障ある場合はこれを代行する |
| ③ 会計 | 1 名 | 財務を担当する |
| ④ 会計監査 | 1 名 | 財務を監査する |

⑤ 幹事 若干名 会務を処理し、運営に参画する

2 項

役員の任期は原則 2 年とするが、必要に応じ任期を延長することができる

第 11 条（役員選出）

会長は会員の中から、幹事会で選出し、総会で承認を得る

2 項

その他の役員は、幹事会で互選し会長の承認を得る

第 4 章 会議

第 12 条（総会開催）

本会の総会は定時総会として毎年 1 回開催する

2 項

幹事会で必要と認められた時は、臨時総会を開催することができる

第 13 条（招集・決議）

総会は会長が招集し、議長は幹事会の中から選出、決定する

2 項

総会の決議は出席会員および欠席会員の委任状の過半数をもって決定する
可否同数の場合は議長が決定を下す

3 項

総会の議事については議事録を作成し、議長及び役員が署名の上保存する

第 14 条（会務の報告）

総会は次の事項を議決する

- ① 事業報告及び決算の承認
- ② 事業計画及び予算の承認
- ③ 本会規約の改廃
- ④ 本会の役員人事の承認
- ⑤ その他会長が必要と認めた議案の審議

第 15 条（幹事会）

役員は本会の運営について協議するための幹事会を開催する

2 項

幹事会は第 10 条の役員で構成する

3 項

幹事会は会長が招集する

4 項

幹事会は本会の活動方針を決定し、その議事は出席役員の過半数をもって決定する

第5章 会計

第16条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日を終わりとする。

第17条（運営費）

本会は会費、協賛金及びその他の収入をもって運営する

I 会費に関する内規

- ① この内規は本会規約第7条に基づき、会費の額を定める

II 慶弔に関する内規

目的 この内規は、会員の慶事及び慶事に関する項目を定める

第一条 会員が次の事由に該当する場合は、慶祝を行い、その方法は次のとおりとする

- (1) 結婚（初婚のみ） 金10,000円

第二条 会員が次の事由に該当する場合は、弔慰を行い、その方法は次のとおりとする

- (2) 本人の死亡 金10,000円

第三条

会員またはその家族は、慶事または弔事が生じたときは、速やかに幹事に連絡しなければならない 但し会費の未納者についてはこの限りではない

第四条 この規定で定めるほか、慶弔の細部については、会長の指示によるものとする

この会則および内規は、2016年3月5日より施行する

改訂履歴

1. 2016年3月5日新設